

建設工事における現場代理人の常駐緩和及び技術者の専任等に係る取り扱いについて

令和8年3月10日通知
令和8年5月27日改正
宇和島市契約検査室

建設業法及び建設業法施行令に基づき、令和8年6月1日以降の宇和島市発注工事における現場代理人の常駐緩和及び技術者の専任等の取扱いについて、当分の間、次のとおりとします。

1. 現場代理人の常駐緩和について

宇和島市建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、下記の【共通要件】を全て満たし、かつ【個別要件】ア又はイのいずれかに該当する場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めるものとする。ただし、【個別要件】ア、イの併用はできない。

【共通要件】

- (1) 兼任する工事が宇和島市内で施工される、宇和島市、宇和島市上下水道局、宇和島市病院局、宇和島地区広域事務組合及び南予水道企業団（以下、「宇和島市発注機関」という。）、並びに愛媛県のいずれかの発注であること。
- (2) 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保でき、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること。
- (3) あらかじめ入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。
- (4) 低入札価格調査制度対象工事において、低入札調査の対象となった工事でないこと。
- (5) 兼任件数には、主任（監理）技術者等との兼任の工事及び修繕（200万円以下の随意契約含む）も含まれる。
- (6) 当該現場代理人は、開札日の前日以前から受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

【個別要件】

ア 主任技術者の専任での配置を要しない工事の場合

兼任する工事が3件以内で、兼任するすべての工事の請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）未満であること。

ただし、変更契約により兼任工事のいずれかの請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）以上となった場合は、この要件での兼任は認めない。

イ 主任技術者の専任での配置を要する工事の場合

兼任する工事が2件以内で、兼任するいずれか又は両方の工事の請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）以上であり、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（工事現場相互の最も近い地点の間隔が直線距離で10km以内）を満たす場合であること。

なお、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者を兼任することも認める。ただし、その場合であっても、上記イの要件を超える条件での兼任は認めない。

【手続き】

契約時に発注者（契約検査室）へ提出する「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」と同時に「現場代理人兼任届出書」を提出すること。

2. 主任技術者の専任に係る取扱いについて（建設業法施行令第 27 条第 2 項関係）

請負代金額 4,500 万円以上（建築一式工事にあつては 9,000 万円以上）の建設工事に配置される主任技術者の専任について、以下の要件を全て満たす場合は、他の工事の主任技術者との兼任を 1 件に限り認めるものとする。

【要件】

- (1) 兼任する工事が宇和島市内で施工される、宇和島市発注機関及び愛媛県のいずれかの発注であること。
- (2) 工事現場相互の最も近い地点の間隔が直線距離で 10km 以内であること。
- (3) 兼任する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- (4) あらかじめ入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。
- (5) 低入札価格調査制度対象工事において、低入札調査の対象となった工事でないこと。

【手続き】

入札参加に際し、主任技術者の兼任配置を予定している場合は、事前に「主任技術者の兼任承認願」（添付書類含む）を発注者（現行工事の監督員）に提出し、兼任の承認を得ること。（ただし、宇和島市を除く発注機関の工事と兼任する場合には、事前に当該発注機関の承諾が必要。）

落札後は契約時に、発注者（契約検査室）へ「建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定による主任技術者兼任届出書」（添付書類含む）を提出すること。

3. 監理技術者等の専任に係る取扱いについて

請負代金額 4,500 万円以上（建築一式工事にあつては 9,000 万円以上）の建設工事に配置される主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の専任について、下記の【共通要件】を全て満たし、かつ【個別要件】ア又はイのいずれかに該当する場合は、他の工事の監理技術者等との兼任を 1 件に限り可能とする。ただし、要件ア、イの併用はできない。

【共通要件】

- (1) 兼任する工事が宇和島市内で施工される、宇和島市発注機関及び愛媛県のいずれかの発注であること。
- (2) 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保でき、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること。
- (3) 工事現場間の距離が、1 日の勤務時間に巡回可能なものであり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
- (4) あらかじめ入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。
- (5) 低入札価格調査制度対象工事において、低入札調査の対象となった工事でないこと。

【個別要件】

ア 専任特例 1 号（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号関係）

監理技術者等の兼任配置を行う場合は、以下の（1）～（6）の要件を全て満たすこと。

- (1) 各建設工事の請負代金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- (2) 当該建設工事の下請次数が 3 を超えていないこと。
- (3) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置くこと。※当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務経験を有する者を置くこと。

- (4) 当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
 - (5) 「省令17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書」を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。
 - (6) 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されてされていること。
- ※専任を要しない工事現場との兼務も可能であるが、専任を要しない工事現場についても(2)～(6)及び【共通要件】の要件を満たすこと。

イ 専任特例2号（建設業法第26条第3項第2号関係）

監理技術者の兼任配置を行う場合は、以下の(1)～(7)の要件を全て満たすこと。

- (1) 監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を個々の現場に専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、開札日以前において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (4) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等、元請としての職務を適正に遂行しなければならない。
- (5) 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (6) 発注者（監督員）が求めた場合、監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (7) 監理技術者補佐と現場代理人の兼務は可能であるが、監理技術者と現場代理人の兼務は認めない。

【手続き】

ア 専任特例1号（建設業法第26条第3項第1号関係）

「省令17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書」、「兼務を予定する工事場所間の巡回経路とその距離を示した位置図」及び「監理技術者等及び連絡員の雇用関係が確認できる書類」を、入札参加資格確認申請書等の提出時及び落札後は契約時に、「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」に添付のうえ、発注者（契約検査室）へ提出すること。

イ 専任特例2号（建設業法第26条第3項第2号関係）

「法第26条第3項第2号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の状況について」（添付書類含む）及び「兼務を予定する工事場所間の巡回経路とその距離を示した位置図」を、入札参加資格確認申請書等の提出時及び落札後は契約時に、「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」に添付のうえ、発注者（契約検査室）へ提出すること。

4. 営業所技術者等の現場配置について（建設業法第 26 条の 5 関係）

請負代金額 4,500 万円以上（建築一式工事にあつては 9,000 万円以上）の監理技術者等を専任で配置すべき建設工事について、建設業法第 26 条の 5 による営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）が下記の要件に該当する場合には、監理技術者等を兼務することについて 1 件に限り可能とする。

【要件】

営業所技術者等による監理技術者等の配置を行う場合は、以下の（1）～（13）の要件を全て満たすこと。

- （1）兼任する工事が宇和島市内で施工される、宇和島市発注機関及び愛媛県のいずれかの発注であること。
- （2）各建設工事の請負代金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- （3）営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- （4）営業所から当該工事現場の距離が、1 日の勤務時間に巡回可能なものであり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
- （5）当該建設工事の下請次数が 3 を超えていないこと。
- （6）連絡員を当該建設工事に置くこと。※当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務経験を有する者を置くこと。
- （7）当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
- （8）「省令 17 条の 2 又は 17 条の 5 に基づく人員の配置を示す計画書」を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。
- （9）監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されてされていること。
- （10）営業所技術者等が、開札日の前日以前から所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- （11）営業所技術者等と現場代理人の兼務は認めない。
- （12）営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号（監理技術者の専任特例 1、2）を併用することはできない。
- （13）低入札価格調査制度対象工事において、低入札調査の対象となった工事でないこと。
- （14）あらかじめ入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。

【手続き】

「省令 17 条の 2 又は 17 条の 5 に基づく人員の配置を示す計画書」、「営業所と工事場所間の巡回経路とその距離を示した位置図」及び「営業所技術者等及び連絡員の雇用関係が確認できる書類」を、入札参加資格確認申請書等の提出時及び落札後は契約時に、「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」に添付のうえ、発注者（契約検査室）へ提出すること。

5. 担当技術者の配置について

宇和島市建設工事請負契約約款第 10 条で規定されている担当技術者を配置する場合の要件は次のとおりである。

担当技術者：現場代理人、副現場代理人、主任（監理）技術者、監理技術者補佐及び専門技術者以外の者で、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐する技術者。

【配置要件】

- (1) 当該工事のみに専任するものとし、また、当該工事及び他工事の現場代理人、主任（監理）技術者、専門技術者若しくは担当技術者又は営業所の専任技術者と兼任はできない。ただし、総合評価落札方式の入札において若手技術者として加点をされた者以外については、1. 現場代理人の常駐緩和についての要件の範囲内で、他の工事との兼任が可能である。
- (2) 契約日（途中で配置する場合は当該配置を通知する日）の前日以前において、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (3) 国家資格や実務経験は求めない。また、常に工事現場へ滞在する必要はないものとする。

【手続き】

契約時に発注者（契約検査室）へ提出する「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」に、担当技術者の情報も記載のうえ、担当技術者の雇用関係を証明できる書類を添えて提出すること。

6. その他注意事項（共通）

- (1) 手続き書類の記載内容に虚偽があった場合、又は建設業法等で規定する要件を満たさなくなった場合は、当該兼務の取り消し、契約解除、入札参加資格停止の対象となる場合があるので注意すること。
- (2) 既に施工中の工事において、現場施工条件等を考慮し、発注者（監督員）から兼任することが適当でない判断される事由（施工管理体制の不備等に伴う作業事故又は苦情等）が発生した工事は兼任を認めない。
- (3) 発注者（監督員）が兼任を認めた工事において、作業事故又は苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と判断された場合は、当該兼任を取り消すこととする。この場合、受注者は変更要件を満たす別の技術者等を速やかに配置することとし、配置できない場合は、入札参加資格停止又は入参加除外の措置を行うものとする。
- (4) 平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いについては、別途ホームページへ掲載している最新改正版のとおりである。ただし、「平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等」以外の災害復旧工事又は災害関連工事は、通常の工事と同様の取扱いとなるため、注意すること。
- (5) 既に専任で配置されている現場代理人及び監理技術者等を兼任とする場合や、兼任を解除しようとする場合は、施工体制変更となることから、事前に発注者（監督員）へ協議のうえ必要な手続きを行うこと。
- (6) 本市発注工事以外の工事との兼任は、当該発注機関の承諾がある場合に限り認めるものとする。
- (7) 3 のア及び 4 の兼任要件において、工事途中で、変更契約後の請負代金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合や、下請次数が 3 を超えた場合など兼務の要件を満たさなくなった場合は、それ以降速やかに、工事ごとに監理技術者等を専任で配置することとし、配置できない場合は、入札参加資格停止又は入参加除外の措置を行うものとする。
- (8) この通知による定めのない事項については、国土交通省ホームページ「監理技術者制度運

用マニュアル」によるものとする。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html